

見附市議会議長 様

令和 5 年 9 月 4 日

見附市議会議員 五十嵐 遼

一 般 質 問 通 告 書

下記のとおり質問したいので、会議規則第 6 1 条第 2 項の規定により通告します。

質問事項 (主題を記載してください。議場配布の一覧表に印刷)

【 1 】 こどもと子育てを支える見附市の取り組みについて

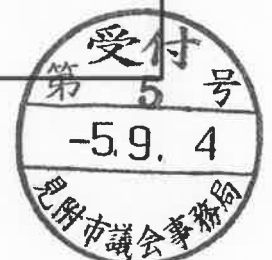
答弁を求める者 市長・教育長

1 令和 4 年の出生数が統計を開始した明治 32 年以来、初めて 80 万人割れの 77 万 747 人となったニュースに衝撃を覚えたのは記憶に新しい。そして、直近では厚生労働省が人口動態統計の速報値を発表し、2023 年 1～6 月の出生数が 37 万 1052 人となった。

政府はこの少子化・人口減少を喫緊の課題と捉え対策を講じていくために「異次元の少子化対策」を掲げ、今年 6 月には「こども未来戦略方針」を閣議決定し、こども家庭庁を中心にこども・子育て政策の強化に取り組んでいます。新潟県でも、2023 年度の組織改正の中で、子育て支援を中心的に担う「子ども政策室」の新設や県独自の少子化対策として、定期預金等による子育て応援事業を進めていきます。見附市に於いては、妊娠期から育児までを切れ目なく支援するネウボラみつけや 0～18 歳までの子ども医療費助成制度、子どもの居場所(プレイラボみつけ)など様々な子育て支援が整備されています。

ただし、この加速度的に進んでいく少子化傾向を反転させていくのは 2030 年までがラストチャンスと考えられ、市としてもスピード感を持ってこの課題に取り組んでいかなければなりません。市が取り組んでいる子育て支援施策について以下、質問致します。

(1) 見附市の子育て支援策を設計する上での標準家族モデルはどのような家族を想定しているのかお伺いします。



- (2) 子どもの医療費助成制度を実施するにいたった経緯といつから制度が始まったのかお聞かせください。
- (3) 市内の放課後児童クラブ各施設の現状における充足率や過不足について及び、今後の利用者数の変化に伴い施設運営に大きな変化が生じる施設があると思うが、それについて市としての認識と対策はあるかお伺いします。

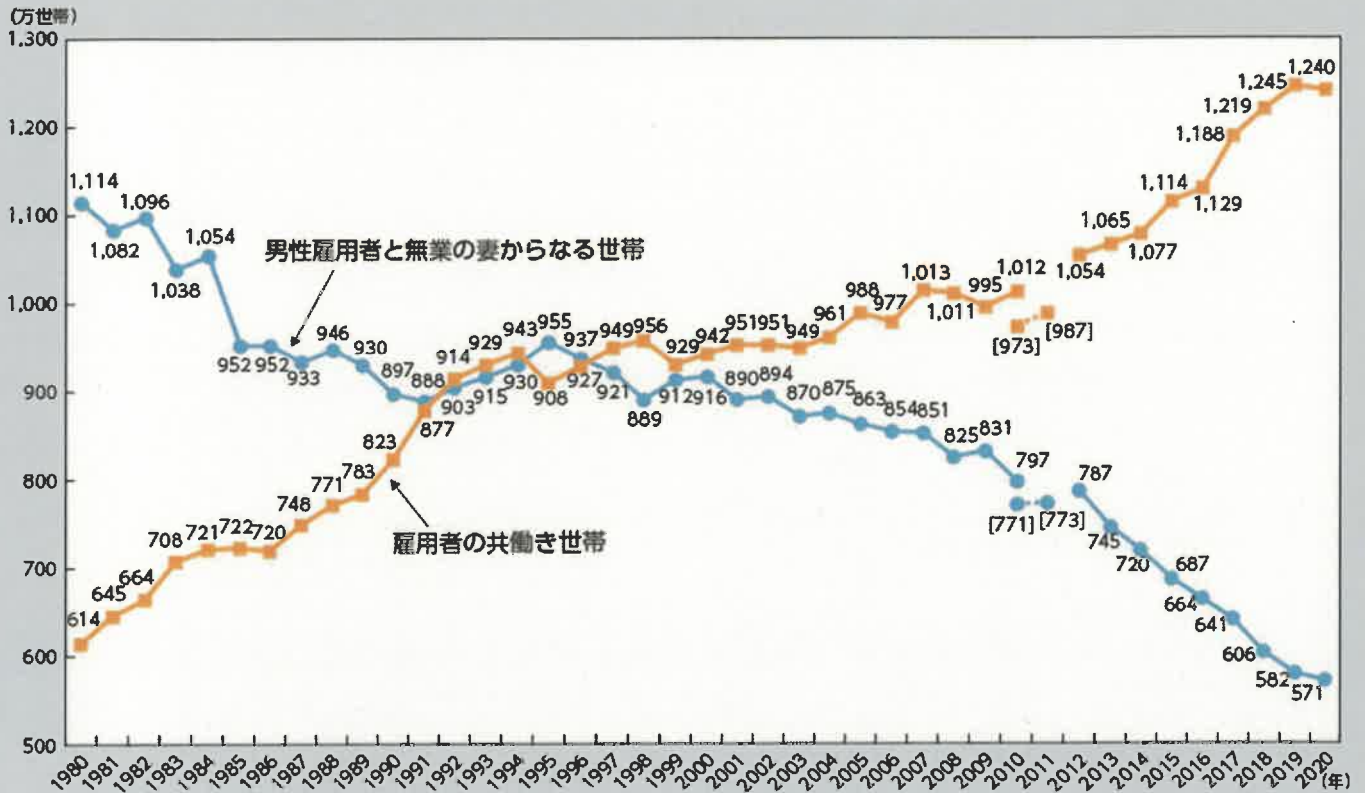
2 政府は「こども未来戦略方針」の中で、基本理念の1つに社会全体の構造・意識を変えらるゝとして、職場の文化・雰囲気改善や働き方改革の促進などを挙げている。そして、具体的なプランの中には共働き・共育ての推進が掲げられています。この共育てを推進していくためには、男性の育児休業の取得促進を進めていく必要があります。そして、国ではこの方針の策定前に、令和3年に育児・介護休業法が改正され令和4年4月から、今年4月にかけて段階的に施行されてきました。このことを受け見附市でも職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例が制定されました。

また、今年度から若者や子育て世代の移住定住を図るために「子育てしやすい職場づくり支援事業」が始まりました。市内企業には、新規に県のハッピーパートナー企業パパ・ママ子育て応援プラス認定企業になることを条件に奨励金の交付や育児休業取得による助成を行うほか、既存の設備投資補助に上乗せをするなどして子育てしやすい職場づくりの支援を行っています。

共働き・共育ての推進を図っていくことは、人口減少対策だけでなくジェンダー平等の推進や女性の社会進出、男性の家庭進出をさらに進めていきます。この共育ての考えは今後の見附市の少子化対策や子育て支援の観点からも必要であると考えため、そのような観点から以下、質問致します。

- (1) 見附市の男性職員の令和4年度と令和5年度は現在までの育児休業取得者数と育児休業期間の実績をお聞かせください。
- (2) 特定事業主行動計画では、見附市の男性職員の育休取得率の目標数値を令和7年度で15%としています。また、「こども未来戦略方針」では公務員の取得率を85%としています。これにともない、市の目標値の変更はお考えでしょうか。また、変更がある場合はそれに向けての今後どのような取組をされるのかについてもお聞かせください。
- (3) 見附市のパパ・ママ子育て応援プラスの取得状況についてお伺いします。
- (4) 6月から申請が始まった、子育てしやすい職場づくり促進奨励金と育児休業取得促進助成金の現在までの申請状況等についてお聞かせください。

図表 1-1-3 共働き等世帯数の年次推移

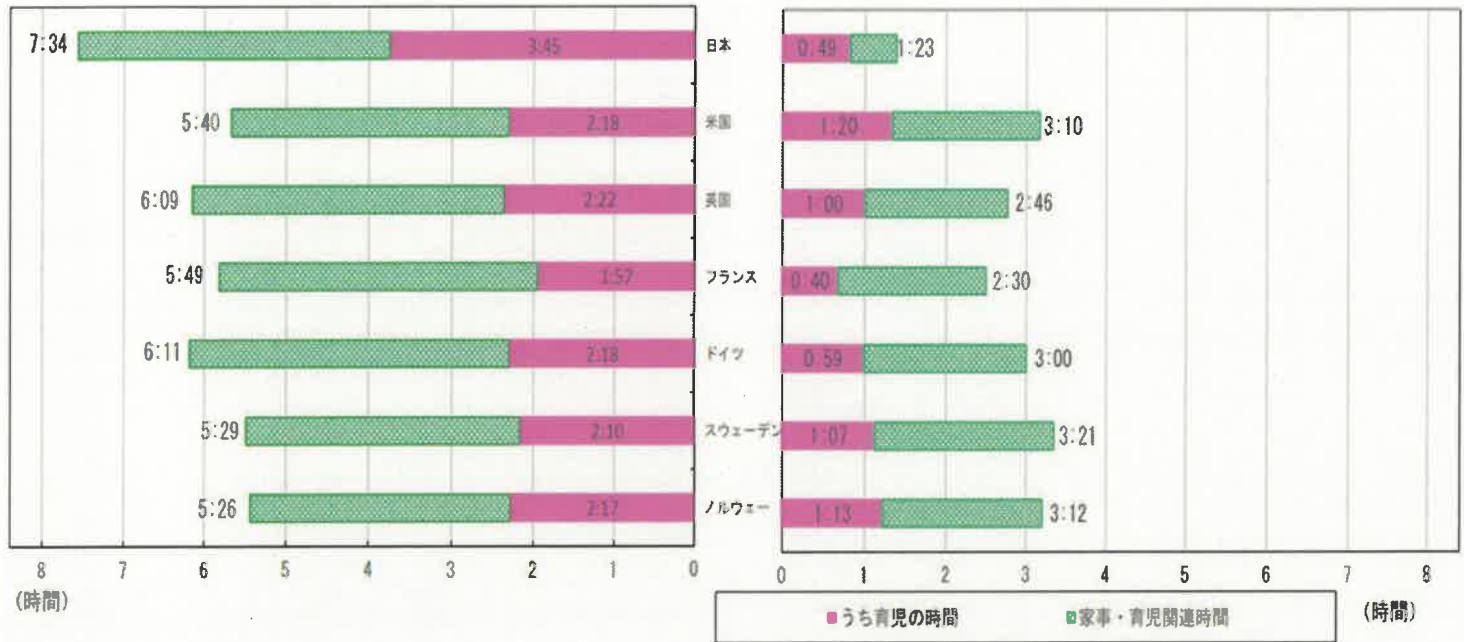


資料：1980～2001年は総務省統計局「労働力調査特別調査」、2002年以降は総務省統計局「労働力調査（詳細集計）（年平均）」  
 (注) 1. 「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、2017年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。2018年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び失業者）の世帯。  
 2. 「雇働者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。  
 3. 2010年及び2011年の[ ]内の実数は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。  
 4. 「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細集計）」とでは、調査方法、調査月などが相違することから、時系列比較には注意を要する。

資料② 6歳未満の子どもを持つ夫婦の家事・育児時間（1日当たり）—国際比較—

<妻>

<夫>



(備考)

1. Eurostat "How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men" (2004)、Bureau of Labor Statistics of the U.S. "American Time-Use Survey" (2016) 及び総務省「社会生活基本調査」(2016年)より作成。
2. 日本の数値は、「夫婦と子供の世帯」に限定した妻・夫の1日当たりの「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」の合計時間(週全体)である。

出典 内閣府「平成28年社会生活基本調査」の結果から ～男性の育児・家事関連時間～

資料③ 夫の休日の家事・育児時間別にみた第2子以降の出生の状況

第1-1-27図 夫の休日の家事・育児時間別にみた第2子以降の出生の状況

